

ひとり親世帯 臨時特別給付金

再支給が行われます

給付金の申請がまだの方はおられますか？

新型コロナウイルス感染症の影響で、大きな困難が生じているひとり親世帯を支援するために「ひとり親世帯臨時特別給付金」が支給されます。

基本給付

①2020年（令和2年）6月分の児童扶養手当が支給されている世帯

※基本給付の申請は必要ありません。

②公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方

※申請が必要です

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方。6月1日以降、ひとり親状態になり、所得見込みが基準内の世帯。

※申請が必要です

支給金額 1世帯5万円+第2子以降1人につき3万円を加算した額

収入減少の場合、追加給付の申請を

①②にあたる方で、新型コロナの影響で減収していれば5万円の「追加給付」が受けられます。

※申請が必要です。

まだ間に合います。申請がまだの方は、申請しましょう（2月末まで）。基本給付・追加給付と再給付（基本給付と同額）が受けられます。

すでに申請した方、6月分の児童扶養手当受給の方は、再支給の申請は不要です。

学習支援（図書カード支給）の申請はお済みですか？

令和2年7月分（令和2年9月払分）の児童扶養手当が支給される方にたいし、子どもひとり5000円分の図書カードが支給されます（京都府事業）。まだの方は、お手元の支給申請書を送ってください。期限は12月31日（消印有効）です。